

茨城県中央環境衛生組合建設工事等入札審査会規程

令和6年4月1日

訓令第10号

(設置)

第1条 茨城県中央環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事請負、建設コンサルタント業務委託、役務提供、物品調達等（以下「対象工事等」という。）の入札に関する事項を審議するため、茨城県中央環境衛生組合建設工事等入札審査会（以下「入札審査会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 入札審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事。
- (2) 一般競争入札において対象工事等ごとに設ける入札参加資格要件の設定に関する事。
- (3) 一般競争入札における入札参加資格の確認に関する事。
- (4) 指名競争入札を行うことの適否の審査及び指名業者の選定に関する事。
- (5) 随意契約を行うことの適否の審査及び契約相手方又は見積徴収業者の選定に関する事。ただし、委員長が審議を必要と認めた場合に限る。
- (6) 入札参加資格停止等の措置に関する事。
- (7) 入札制度の適正化を促進するため、必要な事項の調査検討及び制度の改善に関する事。
- (8) その他入札に関し、必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 入札審査会の委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 組合を構成する市町の副市町長及び事業担当部長
 - (2) 事務局長
- 2 入札審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長は管理者の属する市町の副市町長をもってこれに充て、副委員長は副管理者の属する市町の副市町長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 入札審査会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 入札審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、選定を行うため必要があると認めるときは、関係職員を入札審査会に出席させ、その説明を求め、又は関係書類を提出させることができる。

(持ち回り審議)

第5条 委員長は、特に輕易と認めたもの又は緊急やむを得ない事情等により、会議を開くことができない場合は、書類の持ち回り等の方法により、審査会の開催に代えることができる。この場合において、採決に参加した者を出席したものとみなす。

(報告)

第6条 入札審査会は、選定の結果を管理者に速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第7条 入札審査会の庶務は、総務係において処理する。

(秘密を守る義務)

第8条 委員長は、審査会の議事内容を公開しない。

2 審査会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。